

魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日
商 工 観 光 労 働 部
観光経済交流局観光推進課

(趣旨)

第 1 条 県は、地域主導による地域固有の観光資源を活用した魅力あふれる観光地域づくりを推進するため、予算に定めるところにより、別表 1 で定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者から当該補助金を財源の一部とする補助金の交付を受けて事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書又は総事業費の内訳がわかるものの写し
- (2) (間接補助の場合) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (3) 市町村以外の者にあつては、第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- (5) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第3号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 事業の内容を確認する報告書

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前

項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金から適用する。
- 2 稼ぐ観光地域づくり推進強化事業費補助金（令和4年4月1日定め）は令和6年5月31日をもって廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る魅力あふれる観光地域づくり推進事業費補助金から適用する。

別表 1（第 1 条、第 3 条関係）

補助対象		補助対象者	事業主体	補助率	補助限度額 (千円)	備考
事業区分	経費					
県内周遊 促進のた めの観光 地域支援 事業	右欄事業主体が行う魅力あふれる観光地域づくりのために実施する県内の周遊観光につながる旅行商品開発・情報発信の取組に要する経費のうち別表 2 に掲げるもの	市町村	市町村	補助対象経費の 1/2 以内 ただし、補助対象者が市町村の場合は、市町村財政力指数に応じた調整係数を乗じるものとする。 【調整係数】 財政力指数 0.4 未満 1.0 〃 0.4 以上 0.5 未満 0.9 〃 0.5 以上 0.6 未満 0.8 〃 0.6 以上 0.7 (注)	1,000	
	公益財団法人宮崎県観光協会が右欄事業主体に対し、魅力あふれる観光地域づくりのために実施する県内の周遊観光につながる旅行商品開発・情報発信の支援に要する経費のうち別表 2 に掲げるもの	公益財団法人宮崎県観光協会	観光関係団体 観光関連事業者	公益財団法人宮崎県観光協会に対して 10/10 以内	知事が別に定める額	事業主体に補助する補助率は、補助対象経費の 1/2 以内、補助上限額 100 万円とする。

(注) 財政力指数は、補助を受けようとする年度の直近 3 か年度の平均を適用する。

別表 2（第 1 条、第 3 条関係）

補助対象経費（注）
賃金（事務局組織の管理運営、一般事務に従事する者に係るものは除く。）、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金、負担金、その他 知事が必要と認める経費

（注） 補助対象経費の欄に掲げた経費であっても、内容、金額等によっては、その経費の全部又は一部を補助対象としない場合がある。

（注） 補助対象経費の費目のうち、補助金及び負担金については、間接補助の場合に限る。